



裁判長 認印	印
-----------	---

調書 (決定)	
事件の表示	令和6年(行ヒ)第23号
決定日	令和6年3月8日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官	尾島 明 三浦 守 草野 耕 岡村 和 一 美
当事者等	申立人 土屋 由希子 同訴訟代理人 弁護士 大川 隆司 ほか 相手方 湯川 河原町 宏 同代表者 町長 富田 幸 宏
原判決の表示	東京高等裁判所令和5年(行コ)第73号(令和5年10月12日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

1 本件を上告審として受理しない。

2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和6年3月8日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 井山 泰彦 印

こ れ は 正 本 で あ る 。

令 和 6 年 3 月 8 日

最 高 裁 判 所 第 二 小 法 廷

裁 判 所 書 記 官 井 山 泰 彦

